

(仮称)大田区被災市街地復興整備条例(素案) パブリックコメント 実施結果

1 期間 平成30年7月17日(火)～8月6日(月)

2 件数等 2名 10件

3 ご意見の要旨及び区の見解

	意見の要旨	区の見解
1	大規模災害に備えた復興を目的とした条例の制定に賛同する。	区は、これまでも地域の協議会や自治会・町会などの組織と連携しながらまちづくりを進めています。復興の際にもこのような組織との協働が必要不可欠となることから、機会を捉えて復興に関する意識啓発に努めてまいります。
2	地域ごとに「区、区民等及び事業者等の関係者が協働できる環境づくり」を平時から構築し、活動を継続的に行うことを今後、検討いただきたい。	
3	説明資料中の「震災復興業務の流れ」が住民の生活再建との関係でどう位置づけられるのか区民にイメージのわく資料を作成しそれを提示することからやり直すべき。	本条例では、多分野に及ぶ震災復興業務のうち、被災市街地の復興に関して、復興の大きな枠組みを示したものです。震災復興事業を進めるにあたっては、これまでの災害を踏まえながら、地域の被災状況に応じて、地域の協議会、町会、自治会などとの協働により復興まちづくり計画等を策定してまいります。
4	基本理念において住民の生活再建が復興の基本であることを条例内に明記すべき。	
5	大田区の震災復興がどうあるべきか自治会・町会に議論をさせるべき。	
6	より広い範囲から意見を吸い上げ合意形成を図り最近の災害の教訓を踏まえた対応をお願いしたい。	

(次ページへ続く)

	意見の要旨	区の見解
7	復興についての根拠法令がどうかかわって、どう機能するのかを網羅的に説明していただきたい。	市街地の復興には「大規模災害からの復興に関する法律」や「被災市街地復興特別措置法」をはじめとして、多くの法令が関連いたします。 建築制限に関しては、「建築基準法」により第一次建築制限、「被災市街地復興特別措置法」により第二次建築制限が規定されています。また、「大規模災害からの復興に関する法律」には、復興基本計画の策定や復興対象地区における建築行為の届出義務等の根拠が規定されています。 さらに、「都市計画法」により土地地区画整理事業、再開発事業を指定することにより、区の都市復興を円滑、迅速に進めていくこととなります。
8	「東京都都市復興計画」との整合性を図る際にどのような問題があるかを知りたい。	都の広域復興についての考え方を考慮しながら、地域特性に応じた「大田区都市復興基本計画」を策定することとなります。
9	区民は震災復興事業に協力する必要があるとのことだが、財産権等がどの程度制限を受けるか網羅的に示してもらえないと議論ができない。	本条例において、区民の権利に関わる既定は被災市街地復興推進地域における一定期間の建築制限です。 この目的は、被災後の市街地復興に関して、個々の建築を制限することで、災害に強い市街地を形成することです。当地域は、被災市街地復興特別措置法に基づき、災害の発生した日から最長で2年の間、建築等の行為が制限されます。
10	復興対象地区を「重点復興地区」、「復興促進地区」、「復興誘導地区」の3地区に分けるとのことだが、指定の基準、手続きについては慎重な考慮をお願いしたい。	復興対象地区は、災害による被害の程度及びこれまでの都市基盤整備状況に応じて指定することとします。